

大津市業務継続計画
【震災対策編】

平成28年10月



大津市

本編 目次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 業務継続の基本方針.....	1
第2節 趣旨と目的.....	2
第3節 計画の構成と概要.....	3
第4節 業務継続計画の概要.....	4
第5節 対象組織.....	8
第6節 初動体制.....	9
第7節 計画の適用と解除.....	11
第2章 被害状況の想定.....	12
第1節 想定する地震災害と被害想定.....	12
第2節 ライフライン等の被害想定.....	14
第3章 非常時優先業務の選定.....	15
第1節 非常時優先業務の選定基準.....	15
第2節 非常時優先業務の選定結果.....	16
第4章 必要資源の確保.....	19
第1節 職員の参集予測.....	19
第2節 庁舎の被災想定.....	23
第3節 必要資源（職員と庁舎以外）の状況.....	25
第5章 業務継続のための平時での取組み.....	31
第1節 必要人数の確保.....	31
第2節 執務環境の確保.....	36
第3節 主な取組みの実施.....	50
第6章 業務継続計画の継続的な改善.....	51
第1節 教育・訓練、点検、是正等.....	51
第7章 検討を要する課題.....	53
第1節 避難所の円滑な運営の検討について.....	53
第2節 緊急物資の集配等の検討について.....	54
第3節 災害廃棄物の処理対応の検討について.....	55

第1章 基本的事項

第1節 業務継続の基本方針

大規模地震の発生時においても、本市の責務を遂行するため、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

方針 1

大規模地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため非常時優先業務の遂行に全力をあげる。

- ✓ 大規模地震が発生した場合に取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選定する。
- ✓ 大規模地震が発生した場合には、非常時優先業務を優先して実施する。
- ✓ 特に市民の生命、身体及び財産の保護に係わる業務を最優先で実施する。

方針 2

全庁的な協力体制のもと、非常時優先業務を実施するために必要な資源の確保に努め、最大限有効に活用する。

- ✓ 被災により様々な制約を伴う状況下にあっても、全庁的な協力体制のもと、非常時優先業務を実施するために必要な資源を確保し、適切な配分を行うとともに、最大限有効に活用する。

方針 3

想定される大規模地震に備え、平常時であっても全庁的な取組みとして業務継続力の向上に努める。

- ✓ 業務継続を阻害する要因の解消に向けて、全庁的な体制による取組みを推進する。
- ✓ 教育や実践的な訓練を定期的実施し、本計画の組織・職員への浸透・定着を図る。

第2節 趣旨と目的

大規模地震が発生した場合に、本市は、大津市地域防災計画に定められた災害応急対策業務等の主体として重要な役割を担うことになる。

その一方で、大規模地震発生時においても継続して行わなければならない優先度の高い通常業務があり、さらには、災害の規模によっては、行政も被災し、人員や資機材等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そのような状況下においても、本市が実施すべき応急業務及び優先度の高い通常業務を早期に開始するため、大津市業務継続計画【震災対策編】を策定し、防災対応力の向上や防災対策の推進を図ることを目的とする。

第3節 計画の構成と概要

本計画は、「本編」、「非常時優先業務編」、「資料編」で構成し、各編の章立て及び各章の概要については以下のとおりである。

<本 編>

第1章 基本的事項

基本方針、趣旨と目的、構成と概要、効果・位置づけ等について記載

第2章 被害状況の想定

業務継続計画の対象とする地震及び市域での被害想定等について記載

第3章 非常時優先業務の選定

本市が実施する非常時優先業務について、選定基準や選定結果等について記載

第4章 必要資源の確保

本市が業務を継続するために確保すべき職員や庁舎等の現状について記載

第5章 業務継続のための平時での取組み

第4章に記載した必要資源の現状に対する課題とその取組みについて記載

第6章 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の向上を図るために、PDCAサイクルを用いた見直し等、今後に向けた取組みについて記載

第7章 検討を要する課題

その他、今後検討の必要な課題について記載

<非常時優先業務編>

第1章 部署別 非常時優先業務一覧

部署別に設定した非常時優先業務の業務開始目標時間等について記載

第2章 職員参集予測と非常時優先業務の必要人数との比較グラフ(部局別)

部局別に作成した職員参集予測と非常時優先業務の必要人数の比較グラフについて記載

<資 料 編>

第4節 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある場合であっても、災害対応などの応急業務や市民生活に重大な影響をもたらす行政サービスなどの優先度の高い通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等の必要な措置を講じることにより、災害が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模地震発災時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、これら業務を特定する必要がある。

具体的には、応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



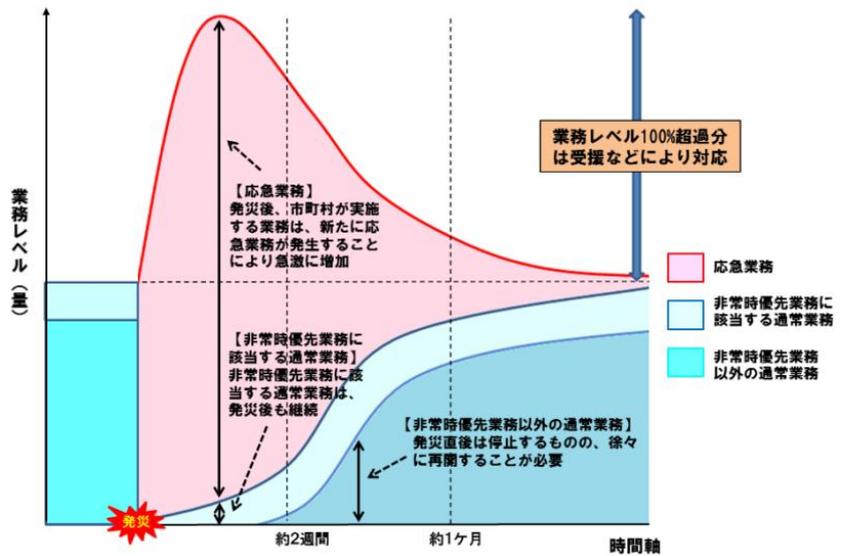
図 地域防災計画と業務継続計画の対象業務の関係

(3) 業務継続計画の効果

大規模地震が発生した場合には、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生するため、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるとともに、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。

このような場合に備え、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、具体的には以下の効果が期待される。

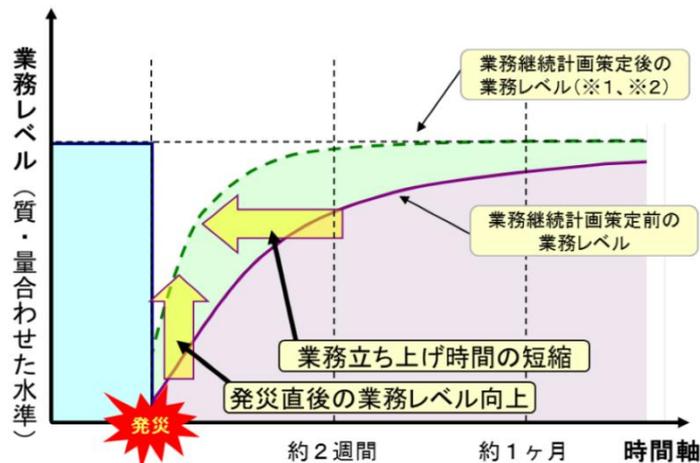


出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
(平成 28 年 2 月 内閣府) ※以降「内閣府の手引き」という。

図 発災後に実施する業務の推移

表 業務継続計画策定に伴う効果

- ✓ 「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
- ✓ 非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：内閣府の手引き

図 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

(4) 計画の位置づけ

大津市業務継続計画【震災対策編】（以下「業務継続計画」という。）は、大津市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を上位計画とし、その実効性をより高める計画として位置づける。

I C T部門の業務継続計画は、全庁的な業務継続に必要なシステムの復旧に関する個別計画である。

大津市企業局業務継続計画、大津市企業局下水道BCPは、迅速かつ効率的に水道、下水道、ガスの復旧を行うための個別計画である。

大津市議会BCPは、議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るための個別計画である

業務継続計画は、これら個別業務継続計画及び個別の各種マニュアルと整合を図るものとする。

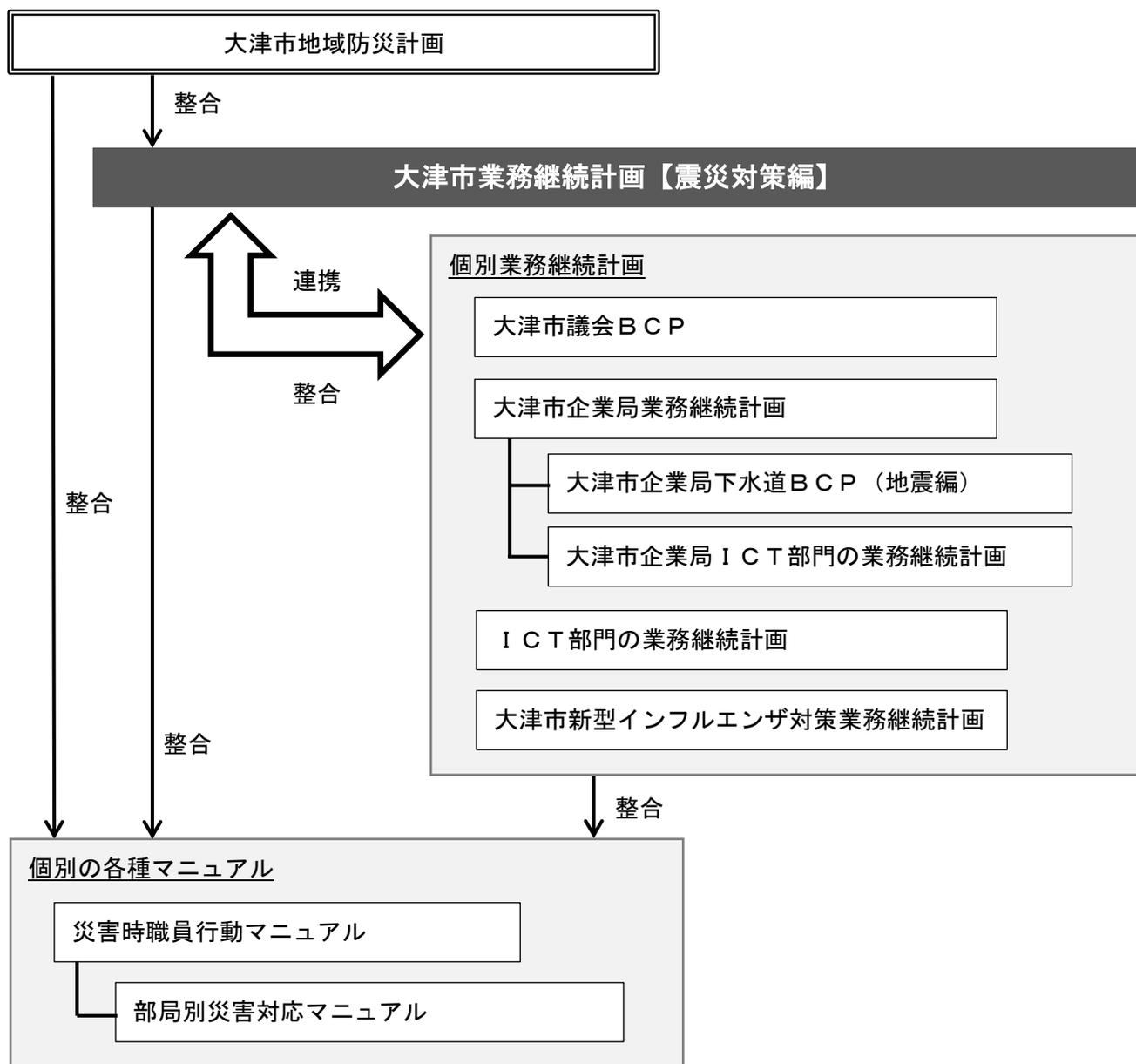


図 業務継続計画の位置づけ

(5) 地域防災計画と業務継続計画の違い

「地域防災計画」は大津市の防災対策を定めた計画として、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定された法定計画であり、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について実施すべき事項が定められた総合的かつ基本的な計画である。しかし、この地域防災計画では、職員の被災や庁舎の停電等の「行政の被災」は想定されていない。

一方、「業務継続計画」は、行政の被災を想定し、発災後1ヶ月以内に実施すべき応急対策業務や早期実施復旧業務、災害時でも優先的に実施しなければならない優先度の高い通常業務について定め、地域防災計画の実効性を高める計画である。

表 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標時間、時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	特に想定していない	職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の資源の被災を想定し、利用できる資源に制約があることを前提に計画を策定
対象業務	予防業務	
	応急対策業務	応急対策業務
	復旧・復興業務	早期実施復旧業務
		優先度の高い通常業務
業務開始目標時間	実施時期は明記せず	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める

第5節 対象組織

本計画の対象組織は、下表のとおりとする。

部局名	課(室)名
政策調整部	企画調整課(国際交流室含む)、秘書課、広報課、市政情報課、情報システム課、人権・男女共同参画課(女性力室、男女共同参画センター含む)
総務部	総務課、危機・防災対策課、人事課、財政課、行政改革推進課、公共施設マネジメント推進課、管財課、契約検査課、市民税課、資産税課、収納課、コンプライアンス推進室、出納室、監査委員会事務局、選挙管理委員会事務局
市民部	自治協働課(市民相談室、滋賀里コミュニティセンター含む)、各支所、文化・青少年課(仰木太鼓会館、市民文化会館、長等創作展示館含む)、いじめ対策推進室、市民スポーツ・国体推進課、戸籍住民課、消費生活センター
福祉子ども部	福祉政策課、臨時給付金支給業務室、幼児政策課(保育園、幼稚園含む)、保育幼稚園課、子育て総合支援センター、福祉指導監査課、障害福祉課、やまびこ総合支援センター、生活福祉課、子ども家庭課(児童館含む)、子ども家庭相談室、児童クラブ課
健康保険部	長寿政策課(地域包括ケア推進室、各地域包括支援センター含む)、介護保険課、保険年金課(国民健康保険葛川診療所含む)、保健総務課、衛生課(動物愛護センター含む)、保健予防課、健康推進課(各すこやか相談所含む)、子ども発達相談センター
産業観光部	商工労働政策課(地域ビジネス支援室含む)、観光振興課(インバウンド推進室含む)、農林水産課(鳥獣害対策室含む)、田園づくり振興課、公設地方卸売市場、農業委員会事務局
環境部	環境政策課、廃棄物減量推進課(リサイクルセンター木戸含む)、産業廃棄物対策課、不法投棄対策課、施設整備課、環境美化センター、北部クリーンセンター、大津クリーンセンター、衛生プラント
都市計画部	都市計画課、都市再生課、市街地整備課(各区画整理事務所含む)、公園緑地課、住宅課、開発調整課、建築指導課(空家対策推進室含む)
建設部	交通・建設監理課、広域事業調整課、道路建設課、路政課、道路管理課、建築課、河川課(堅田内湖対策室含む)
議会局	議会総務課、議事調査課
消防局	消防総務課(危機管理室、消防署含む)、予防課、警防課(救急高度化推進室含む)、通信指令課
企業局企業総務部	企業総務課(危機管理室含む)、経営戦略課、経営経理課、営業推進室、契約管財課、工事監理課、料金収納課(下水道使用料対策室含む)
企業局水道ガス部	水道計画管理課、水道施設課、施設整備課、浄水課(各浄水場含む)、水質管理課、ガス計画管理課(ガス自由化対策室含む)、お客様設備課、安全サービス課、ガス施設課
企業局下水道部	下水道計画管理課、下水道整備課、水再生センター、下水道雨水対策室
教育委員会	教育総務課、教職員室、児童生徒支援課、学校教育課(小学校、中学校含む)、教育センター、教育相談センター、葛川少年自然の家、学校給食課、中学校給食準備室、生涯学習課、生涯学習センター、文化財保護課(埋蔵文化財調査センター含む)、図書館、歴史博物館、科学館、少年センター、北部地域文化センター、和邇文化センター
市民病院	経営戦略室、医療の質・安全管理室、患者総合支援センター(訪問看護ステーション含む)、医療情報センター、臨床研修センター、診療局、医療技術局、看護局、病院総務課、経理課、医事課、市民病院看護専門学校、介護老人保健施設ケアセンターおおつ、老人介護支援センター
災害対策救助隊	災害対策救助隊

第6節 初動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置し、必要に応じて災害対策基本法第23条の2第5項に基づき現地災害対策本部を設置する。

表 災害対策本部組織及び災害警戒本部

	大津市災害対策本部	大津市災害警戒本部
本部長	市長	副市長
副本部長	副市長	総務部危機管理監
本部員	総務部危機管理監 総務部長 政策調整部長 市民部長 福祉子ども部長 健康保険部長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 市民病院長 公営企業管理者 教育長 議会局長 消防局長 保健所長	総務部長 政策調整部長 市民部長 福祉子ども部長 健康保険部長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 企業局長 教育部長 消防局長 保健所長
本部事務局 (統括：総務部危機管理監)	総務部 事務局長：危機・防災対策課長 事務局員：(参事又は課長補佐級を基本とする。) 企画調整課 総務課 自治協働課 福祉政策課 長寿政策課 保健総務課 商工労働政策課 環境政策課	都市計画課 交通・建設監理課 病院総務課 危機管理室 教育総務課 議会局 消防総務課
	情報班・計画班・広報班	情報班
災害対策救助隊	救助隊長・分隊長	
	6分隊隊員	—
活動部	政策調整部 総務部 市民部 福祉子ども部 健康保険部 産業観光部 環境部	都市計画部 建設部 医療部 企業部 教育部 議会部 消防部
市民部初動支所班 地震発生が勤務時間内、勤務時間外にかかわらず、震度5強以上の地震が発生したとき、概ね発生から3日間設置する。	初動支所班長 班員	初動支所班長 班員 (状況に応じて召集)

(2) 配備基準

地震災害が発生した場合における職員の配備基準は、下表のとおりである。

表 職員の配備基準(地震の場合)

種別		配備体制要件	勤務時間外の参集等
災害警戒体制	警戒1号体制	震度4の地震が発生したときは、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機。ただし、危機・防災対策課職員は登庁
	警戒2号体制	(風水害時のみ配備)	警戒2号体制時参集職員、危機・防災対策課職員は指定場所へ参集
	災害警戒本部体制(警戒本部)	震度5弱の地震が発生したときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集
災害対策本部体制	第1配備体制(対策本部)	(風水害時のみ配備)	第1配備体制職員(全職員の1/5程度)は、指定場所へ参集
	第2配備体制(対策本部)	震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集
	第3配備体制(対策本部)	震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集
現地災害対策本部体制(現地本部)	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣	

(3) 指揮命令系統

大津市地域防災計画震災対策編第3章第1節(6)のイ本部長・権限の代行に定めるところにより、市長を災害対策本部長として災害対応を実施する。また、市長不在時は、以下に定めた職務代理の順位に従う。

表 本部長・権限の代行順位

本部長	権限の代行順位
災害対策本部長(市長)	第1順位：主管の副市長 第2順位：主管以外の副市長 第3順位：総務部危機管理監 第4順位：以下、本部組織図に定める部長の順
災害警戒本部長(主管の副市長)	第1順位：主管以外の副市長 第2順位：以下、本部組織図に定める部長の順

第7節 計画の適用と解除

本計画の発動要件等について以下のとおり定める。

(1) 発動要件

市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に本計画を適用する。

発動要件は、以下の2つの要件をみたす場合とする。

- ✓ 本市に震度5強以上の地震が発生した場合（災害対策本部設置要件）
- ✓ 大規模地震により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 発動権限者

非常時優先業務を実施する発動の判断は、市本部長（市長）が行う。

市本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、市副本部長（主管の副市長）が代行して判断する。

なお、市本部長、市副本部長不在時は、主管以外の副市長、総務部危機管理監の順序でその職務を代行する発動権限者とする。

(3) 計画の解除

市本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、業務継続計画の適用を解除する。

第2章 被害状況の想定

第1節 想定する地震災害と被害想定

(1) 想定する地震災害の特定

本市域に影響を及ぼすと考えられる主な地震は「琵琶湖西岸断層帯地震」、「花折断層帯地震」、「南海トラフ巨大地震(東南海・南海地震)」の三つがある。

そのうち、本市域が最も被害を受けると想定される「琵琶湖西岸断層帯地震」を本計画の想定地震とする。

なお、「琵琶湖西岸断層帯地震」の地震動予測及び被害想定は、旧大津市域は「大津市防災アセスメント調査報告書」(大津市、2004)、旧志賀町域は「第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査」(滋賀県、2004)において3ケース実施されており、大津市域が最も被害を受けるケースである「ケース2」を本計画の対象ケースとする。

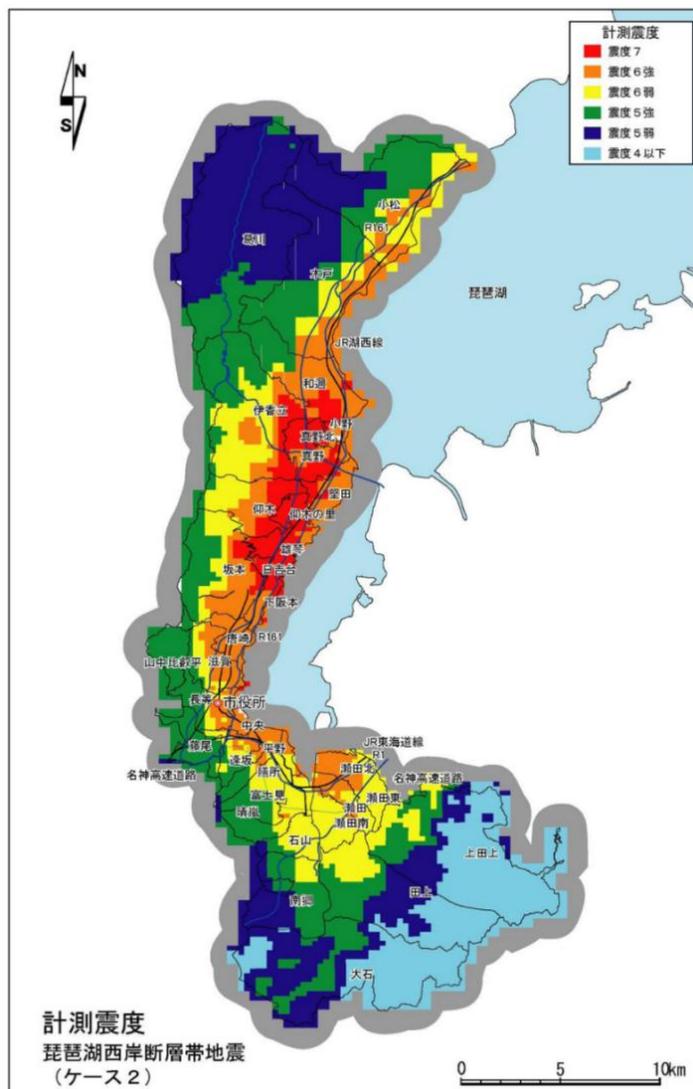


表 琵琶湖西岸断層帯地震の程度(ケース2)

項目	程度
マグニチュード	7.8
最大震度	7

出典：大津市防災アセスメント調査報告書(大津市、2004)

図 本市域における震度分布図
 (琵琶湖西岸断層帯地震:ケース2)

表 琵琶湖西岸断層帯地震の各ケースの震源地

ケース名	震源地
ケース1	琵琶湖西岸断層帯北部(高島市)
ケース2	琵琶湖西岸断層帯中部(大津市北部)
ケース3	琵琶湖西岸断層帯南部(大津市南部)

出典：大津市防災アセスメント調査報告書(大津市、2004)

(2) 地震の被害想定

大津市域に影響を及ぼすと考えられる「琵琶湖西岸断層帯地震」、「花折断層帯地震」、「南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）」の被害想定は以下のとおりである。

表 地震被害想定(市全体)

想定地震		琵琶湖西岸断層帯			花折断層帯	東南海・南海 (南海トラフ巨大)
		ケース1	ケース2	ケース3		
早朝人口 (人)		324,224	324,224	324,224	324,224	324,224
建物被害	全壊 (棟)	24,878	28,256	19,188	4,026	214
	半壊 (棟)	22,728	22,947	23,684	14,323	578
人的被害	死者 (人)	722	866	441	78	2
	負傷者 (人)	3,989	3,870	4,491	2,915	33
	重傷者 (人)	229	214	251	216	2
地震火災	炎上出火 (件)	21	25	16	5	0
避難者 (人)		40,940	44,132	37,043	14,982	705
ライフ ライン	停電軒数 (件)	180,409	185,024	169,569	176,933	158,156
	断水人口 (人)	276,323	299,947	223,298	252,205	134,045

出典：ライフライン以外については大津市（平成28年2月）

ライフラインについては滋賀県地震被害想定（概要版）（平成26年3月）

※被害想定は、死者数が最大となる地震が早朝5時に発生した場合の値

※重傷者は、負傷者数の内訳

※避難者は、避難所生活者数の最大数

※停電及び水道断水は、地震発生直後の値

※東南海・南海地震（南海トラフ巨大地震）以外のライフラインの値は、ケース2の値

※東南海・南海地震（南海トラフ巨大地震）のライフラインの値は、基本ケースの値

第2節 ライフライン等の被害想定

「琵琶湖西岸断層帯地震（ケース2）」が発生した場合の、本市域における電力供給施設、通信施設、上水道施設、ガス供給施設（都市ガス）、道路施設、鉄道施設、下水道施設の被害様相及び復旧見込みは、以下のとおりである。

表 大津市域におけるライフライン等の被害様相及び復旧見込み

	被害様相及び復旧見込み
電力供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、約9割が停電 ✓ 3日後までには、災害拠点病院、災害対応拠点施設等について概ね復電 ✓ 1週間後には、市街地の細街路区域を除き概ね復電が完了
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、固定電話、FAX、インターネット等は使用不能、輻輳による携帯電話の通話規制は1～2日間継続 ✓ 1～3日後には、電力復旧に伴い徐々に通信機能が回復 ✓ 1週間後には、通信支障箇所が減少
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後から、水道施設（管路、配水池、浄水場等）の被災や、停電による設備の運転停止により広域での断水が発生 ✓ 1週間後には、管路被害の復旧が進み断水が解消し始める ✓ 1ヶ月後には、水道施設（管路、配水池、浄水場等）の復旧が概ね完了
ガス供給施設 （都市ガス）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、供給停止 ✓ 1週間後には、順次供給が再開 ✓ 2週間後には、概ね復旧が完了し、供給支障が解消
道路施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、名神高速道路、京滋バイパス、琵琶湖大橋、近江大橋については通行止め、国道1号、国道161号（西大津バイパス）、国道367号等については通行不能 ✓ 1～3日後には、琵琶湖大橋、近江大橋の緊急点検が完了、琵琶湖大橋は通行不能、近江大橋は片方向車両の通行が可能、災害緊急車両のみ交通解放。湖岸地域の液状化被害等により大津地域の市街地は通過困難、道路啓開継続 ✓ 1週間後には、緊急交通路の指定解除 ✓ 1ヶ月後には、被災地の細街路を含め、一定の通行確保は完了
鉄道施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、琵琶湖線・湖西線、京阪電気鉄道で被害が発生、通行不能。 ✓ 1ヶ月後には、ほぼ全線において運転が再開（大津・南部地域の橋梁・高架部での深刻な被害、山沿いでの大規模な地震被害（地すべり、深層崩壊等）が発生した場合には、その復旧にはさらに時間を要する）。
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震発生直後には、地盤の液状化や道路、河川等の被害に伴う管路被害発生 ✓ 1～3日後には、上水道の供給再開に伴い流入下水が増加、下水道使用制限の実施を検討。また、下水道施設の被災状況に応じて、市民に下水道使用制限を要請 ✓ 1週間後には、下水道使用制限地域の一部について制限解除 ✓ 1ヶ月後には、下水道使用制限の解除

出典：電力供給施設、通信施設、道路施設、鉄道施設は「滋賀県地震被害想定（概要版）（平成26年3月）」

上水道施設、ガス供給施設、下水道施設は「大津市企業局業務継続計画（平成26年6月）」

第3章 非常時優先業務の選定

第1節 非常時優先業務の選定基準

応急業務については、地域防災計画に定める災害応急・復旧対策を基本として、業務開始目標時間及び必要人数の設定を行っている。

また、優先度の高い通常業務については、事務分掌等を基本として、業務開始目標時間及び必要人数の設定を行っている。

表 非常時優先業務の選定基準

- ✓ 市民生活や経済活動への影響を考慮し、市全体の業務から、発災後、概ね1か月以内に着手する必要がある業務を選定する。
- ✓ 応急業務については、地域防災計画に定める災害応急・復旧対策を基本として、災害時に生じるとされる具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- ✓ 優先度の高い通常業務については、事務分掌を基本として継続実施が不可欠な業務を選定する。

第2節 非常時優先業務の選定結果

(1) 非常時優先業務数

非常時優先業務の選定結果は以下のとおりとなる。

- ・非常時優先業務は1,359件あり、うち応急業務は599件、優先度の高い通常業務は760件
- ・休止業務は1,708件

表 非常時優先業務の選定結果

	非常時優先業務 A+B	A 応急業務	通常業務	B 優先度の高い通常業務	休止業務
市全体	1,359	599	2,468	760	1,708

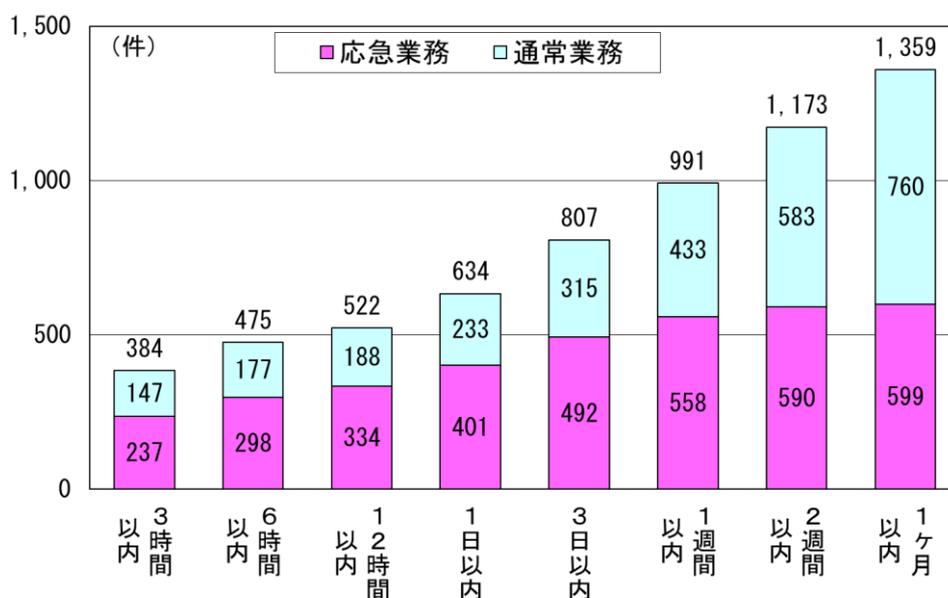
(2) 業務開始時期別非常時優先業務数

業務開始時期別の非常時優先業務の選定結果は以下のとおりとなる。

表 各業務開始目標時間における非常時優先業務数

	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月より遅く
非常時優先業務 A+B	384	475	522	634	807	991	1,173	1,359	
A 応急業務	237	298	334	401	492	558	590	599	
B 優先度の高い通常業務	147	177	188	233	315	433	583	760	
休止業務									1,708
全体に対する 着手率	28.3%	35.0%	38.4%	46.7%	59.4%	72.9%	86.3%	100.0%	

※業務数は累積値



(3) 主な業務の開始時期

非常時優先業務の開始目標時間は、「滋賀県業務継続計画（震災編）」及び「内閣府の手引き」、他自治体の業務継続計画等を踏まえて、8段階（3時間以内、6時間以内、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内）とする。

また、主な業務の開始目標時間の考え方は以下のとおりである。

表 業務開始目標時間の考え方

業務開始 目標時間	業務の考え方	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び運営 ・ 所管施設の管理保全及び被害調査・報告 ・ 施設利用者の安全確保 ・ 職員の安否確認 ・ 電気、水道等のインフラ確認 ・ 救助・救急体制確立 ・ 職員の参集確認 ・ 被害状況の把握 ・ 避難所の開設・管理及び運営補助
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動（救助・救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員、配備 ・ 応援要請
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等への対応 ・ 遺体対応 ・ 情報の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、ガス施設の復旧及び下水道施設の点検・緊急措置 ・ 遺体の取扱 ・ 宅地・建築物応急危険度判定 ・ 情報システムの運営管理
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、日用品等生活必需物資の調達 ・ 仮設トイレの設置 ・ 福祉避難所の受入体制の確保
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市応援職員の受入及び配置計画 ・ 避難生活の環境改善 ・ 下水道施設の復旧 ・ 家庭ごみの収集
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興に係る業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の受入れ ・ 保育施設の利用調整及び要請
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興に係る業務の本格化 ・ 行政窓口機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明の発行及びり災台帳関連 ・ 産業の復旧・復興 ・ 生活保護費の支給 ・ 教育再開
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害弔慰金、見舞金、災害援護資金 ・ 特定感染症の検査

表 主な業務の開始時期

代表的な業務	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
災害対策本部の設置及び運営	→								
所管施設の管理保全及び被害調査・報告	→								
施設利用者の安全確保	→								
職員の安否確認	→						→		
電気、水道等のインフラ確認	→								
救助・救急体制確立	→								
職員の参集確認	→								
被害状況の把握	→								
避難所の開設・管理及び運営補助	→								
職員の動員、配備	→								
応援要請	→								
水道、ガス施設の復旧及び下水道施設の点検・緊急措置			→						
遺体の取扱			→						
情報システムの管理運営			→						
宅地・建築物応急危険度判定			→						
食料、日用品等生活必需物資の調達				→					
仮設トイレの設置				→					
福祉避難所の受入体制の確保				→					
他都市応援職員の受入及び配置計画					→				
避難生活の向上					→				
下水道施設の復旧					→				
家庭ごみの収集					→				
災害廃棄物の受入れ					→				
保育施設の利用調整及び要請					→				
り災証明の発行及びり災台帳関連						→			
産業の復旧・復興						→			
生活保護費の支給						→			
教育再開						→			
災害弔慰金、見舞金、災害援護資金							→		
特定感染症の検査							→		

第4章 必要資源の確保

第1節 職員の参集予測

大規模地震発生後の人員確保は非常時優先業務を実施する上での課題の一つである。特に勤務時間外の発災では、多くの職員は、執務場所や参集先にいないため、職員が居住地から勤務地に参集する状況について考えておく必要がある。

このため、勤務時間外に発災した場合の職員参集予測について、「国土交通省業務継続計画」及び「滋賀県業務継続計画（震災編）」等を参考に実施し、災害時における職員の参集状況を整理する。

(1) 参集予測の考え方

職員参集予測の条件は、下表のとおり設定した。

参集手段や歩行距離の上限については、公共交通機関の途絶や道路等の被害により電車や自家用車は使用できないものとした。参集手段は徒歩で速度は4 km/hとし、1日あたりの歩行距離の上限を20km（国土交通省BCP参照）とした。

また、参集距離は居住地から参集先までの直線距離としたが、本市の特徴から琵琶湖を迂回する場合には別途の取扱とした（下表参照）。

表 職員参集予測の条件

対象職員	正規職員と嘱託支所長
参集手段	徒歩のみ
歩行速度	4 km/h
歩行距離の 上限	20km ※参集先から20km圏外の職員は、公共交通機関の回復まで参集不可
公共交通機関	発災1週間後から回復（滋賀県地震被害想定より）
参集距離	職員の居住地から参集先までの直線距離 ※琵琶湖を迂回する場合には別途の取扱とする。
時間区分	地震発生から「①3時間以内」、「②6時間以内」、「③12時間以内」、 「④1日以内」、「⑤3日以内」、「⑥1週間以内」、「⑦2週間以内」、 「⑧1ヶ月以内」の8区分
被災する 職員割合	発災3日後までは40%の職員が参集困難（職員自身が被災:10%、職員の家族が被災+救出救助活動:30%） 発災1ヶ月後には10%の職員が参集困難（職員自身が被災:10%） 発災3日後から1ヶ月後までの間は、線形補間した割合の職員が参集困難

※琵琶湖迂回時の考え方

- ・自宅が琵琶湖の東岸の自治体（草津市、守山市、栗東市等）にあり、参集先が琵琶湖の西岸側にある場合、職員は通常時であれば主に琵琶湖大橋を經由して参集するが、被災後の琵琶湖大橋の開通は1週間後のため、琵琶湖南岸を經由しての参集となる。
- ・琵琶湖南岸を迂回する職員の場合は、琵琶湖を迂回した自宅から参集先までの参集距離を設定する。

大津市業務継続計画【本編】
 第4章 必要資源の確保 第1節 職員の参集予測

また、算出手順は以下のとおりとした。

- ① 各職員の居住地から参集先までの参集距離を直線距離で計測する。
- ② 設定した時間区分毎に参集可能な職員数を、参集距離と歩行速度を用いて抽出する。なお、参集距離が20kmより遠い職員は、公共交通機関が回復する発災1週間後から参集可能となる。
- ③ 被災する職員の割合を用いて、②で抽出した職員数を補正し、職員参集予測人数を算定する。

表 各時間区分の参集状況

時間区分	参集可能な職員	被災しない職員割合	備考
地震発生から3時間以内	参集距離 12km 以内	60%	参集状況が6時間以内と同じため、6時間以内と同じ参集予測結果となる。
地震発生から6時間以内	参集距離 20km 以内		
地震発生から12時間以内			
地震発生から1日以内			
地震発生から3日以内	全職員		
地震発生から1週間以内			
地震発生から2週間以内		71%	
地震発生から1ヶ月以内		90%	

(2) 参集可能職員

職員参集予測の結果は、以下のとおりであった。なお、参集予測は一定の時点におけるシミュレーションに基づいた結果であり、実際の参集については、被害の状況等によって異なることが想定される。また、機構改革や人事異動等によって結果に誤差が生じることを前提とする。

表 職員参集予測の結果(市全体)

	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	職員数
参集率	44%	54%	54%	54%	54%	64%	71%	90%	2,984 (人)
参集予測人数	1,323	1,598	1,598	1,598	1,598	1,910	2,120	2,687	

※参集予測人数は、平成28年1月現在の職員情報をもとに算出

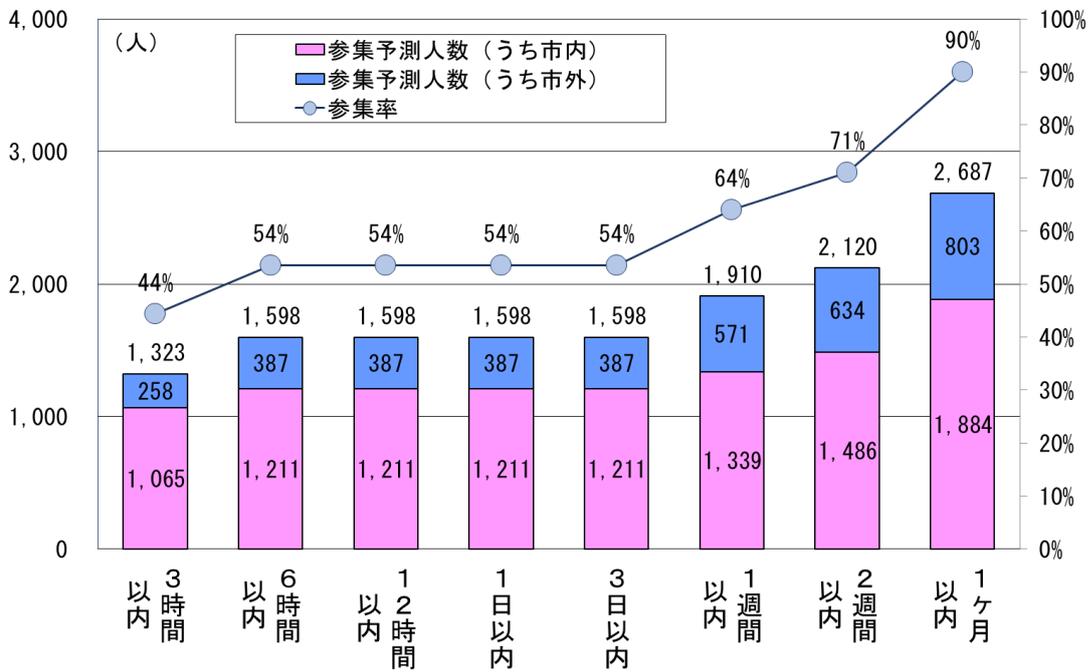


図 職員参集可能職員数の推移

表 阪神・淡路大震災時の職員参集率(参考)

	18時間後	42時間後	66時間後	90時間後	210時間後
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

	18時間後	42時間後	66時間後	90時間後	210時間後
国土交通省	約6割	約6割	約6割	約9割	—

表 本庁の職員参集率

	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	職員数
参集率	42%	52%	52%	52%	52%	64%	71%	90%	1,204 (人)
参集予測 人数	500	629	629	629	629	771	855	1,084	

表 本庁以外の職員参集率

	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	職員数
参集率	46%	54%	54%	54%	54%	64%	71%	90%	1,780 (人)
参集予測 人数	823	969	969	969	969	1,139	1,265	1,603	

第2節 庁舎の被災想定

大規模地震発生時には、庁舎が被災により使用できなくなるおそれがある。

新耐震基準を満たしておらず耐震改修が行われていない施設については、使用できないものと想定する。

(1) 市有施設の状況

本市が所有する施設のうち、大規模地震発生時に使用不可と想定される施設は19施設ある。

表 市有施設の耐震状況

	全体		
		使用可能と想定される施設	使用不可と想定される施設
施設数	275 箇所	256 箇所	19 箇所
延床面積	721,790 m ²	686,147 m ²	35,643 m ²

出典：防災機能別市有施設平成27年9月末データ等

※一部が使用不可と想定される施設については、主たる建物の耐震状況に基づきいずれかに計上

(2) 災害対策本部及び代替施設の状況

災害対策本部及び災害警戒本部は特別の場合を除き、本庁舎「新館2階災害対策本部室」に設置する。「新館2階災害対策本部室」が使用できない場合には、以下の順位で代替候補地に本部を設置することとしている。

- 代替候補地 第1順位 皇子山球場
第2順位 皇子山陸上競技場
第3順位 歴史博物館

上記施設の耐震化等の状況は以下のとおりである。

表 本庁舎の基本情報

	本庁舎			
	新館	本館	別館	第二別館
建築年	平成元年（1989）	昭和42年（1967）	昭和46年（1971）	平成5年（1993）
構造	SRC （鉄骨鉄筋コンクリート造）	SRC （鉄骨鉄筋コンクリート造）	RC （鉄筋コンクリート造）	RC （鉄筋コンクリート造）
階数	地上7階	地上5階	地上3階	地上2階
建築物 延床面積	10,948 m ²	15,160 m ²	6,251 m ²	1,273 m ²
耐震性	有	無※1	無	有
耐震性有の 根拠	新耐震基準を満たしている建築物のため	—	—	新耐震基準を満たしている建築物のため
洪水による 浸水の危険性	無	無	無	無
浸水深	—	—	—	—
土砂災害の危険 （平成28年3月現在）	土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域

※1 生存空間の確保を目的とした応急補強工事実施済み（機能空間の確保には至らず）

表 災害対策本部の代替候補地の基本情報

	皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
建築年	平成 18 年(2006)	昭和 53 年(1978)	平成 2 年 (1990)
構造	SRC (鉄骨鉄筋コンクリート造)	RC (鉄筋コンクリート造)	RC (鉄筋コンクリート造)
階数	地上 2 階	地上 3 階	地上 2 階
建築物 延床面積	16,405 m ²	3,278 m ²	5,469 m ²
耐震性	有	無※1	有
耐震性有の 根拠	新耐震基準を満たしている 建築物のため	—	新耐震基準を満たしている 建築物のため
洪水による 浸水の危険性	無	無	無
浸水深	—	—	—
土砂災害の危険性 (平成 28 年 3 月現在)	無	無	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

※1 平成 28 年度中に耐震化予定

(3) 主な市有施設の状況

市民病院や公設地方卸売市場などの主な市有施設の耐震化等の状況は以下のとおりである。

表 主な市有施設の基本情報

	大津市民病院	公設卸売市場	生涯学習センター	大津市立図書館
建築年	昭和 54 年(1979) 平成 6 年(1994) 平成 11 年(1999) 平成 12 年(2000)	昭和 63 年(1988)	平成 4 年(1992)	昭和 56 年(1981)
構造	RC (鉄筋コンクリート造) S (鉄筋造)	S (鉄筋造)	RC (鉄筋コンクリート造)	RC (鉄筋コンクリート造)
階数	2～9	4	4	3
建築物 延床面積	43,374 m ²	24,095 m ²	10,086 m ²	3,350 m ²
耐震性	有※1	有	有	有
耐震性有の 根拠	新耐震基準を満たして いる建築物のため	新耐震基準を満たして いる建築物のため	新耐震基準を満たして いる建築物のため	耐震診断により耐震 性あり
洪水による 浸水の危険性	無	無	無	無
浸水深	—	—	—	—
土砂災害の危険性 (平成 28 年 3 月現在)	無	無	無	無

※1 管理棟は、新耐震基準を満たしていない

また、地域の防災活動拠点である市民センターの耐震化状況は、以下のとおりである。

表 市民センターの耐震化状況

	新耐震基準を満たしている施設 又は耐震改修済みの施設	新耐震基準を満たしていない施設
市民センター	木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、 堅田、仰木、仰木の里、雄琴、日吉台、坂本、 下阪本、唐崎、滋賀、山中比叡平、長等、藤尾、 逢坂、中央、平野、膳所、晴嵐、富士見、石山、 南郷、大石、田上、上田上、青山、瀬田南、 瀬田、瀬田北、瀬田東	小松

第3節 必要資源（職員と庁舎以外）の状況

災害対策本部が設置される本庁舎及び災害対策本部の代替地候補である皇子山球場、皇子山陸上競技場、歴史博物館について、非常時優先業務を実施するために必要な以下の資源の状況について整理した。

①電力（非常用電源）、②通信手段（電話等）、③防災行政無線、④情報システム、⑤執務室の安全確保、⑥トイレ（職員用）、⑦飲料水・食料等（職員用）、⑧消耗品等（用紙等）、⑨公用車

(1) 電力（非常用電源）・燃料

電力（非常用電源）と燃料の状況は、以下のとおりである。

表 本庁舎等の電力の状況

		本庁舎				
		本館	新館		別館	第二別館
			地下	地上		
非常用電源	非常用電源の有無	有	有	有	有	有
	非常用電源の種類※と発電量	非常用発電機 120kw	非常用発電機 160kw	非常用発電機 176kw	非常用発電機 100kw	非常用発電機 500kw
	設置場所	地階電気室	地階電気室	屋外	地階電気室	地階電気室
	燃料タンク容量	390 リットル	390 リットル	390 リットル	390 リットル	1,950 リットル
	稼働時間（全負荷時）	約 10 時間	約 8 時間	約 7 時間	約 11 時間	約 7 時間
	起動方法	自動切替え、設備管理委託業者が 24 時間待機				
	供給エリア	本館全館	新館別館(右の部分以外)	通信指令課	中消防署車庫	第二別館全館
供給先	・照明（1～2割） ・主要コンセント ・エレベーター（3台） ・防災設備	・照明（1～2割） ・主要コンセント ・エレベーター（2台） ・防災設備 ・新館2階災害対策本部室	・通信指令課	・照明（全部） ・コンセント（全部） ※中消防署除く ・衛星通信機器 ・空調機器の一部 ・防災設備	・第二別館全部	
燃料	燃料の種類	A重油	A重油	軽油	A重油	A重油
	非常用電源燃料	有	無	無	有	無
	燃料備蓄量	A重油80リットル	—	—	A重油600リットル	—

※ 非常用発電機とは「電力会社からの電力供給が途絶えても、自動的に切り替わり、一定時間電源を供給できる発電機」であり、自家発電機とは「小型発動発電機など、小型で移動可能な発電機」のこと

表 災害対策本部の代替候補地の電力の状況

		代替候補地		
		皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
非常用電源	非常用電源の有無	無	無	有
	非常用電源の種類と発電量	—	—	非常用発電機 27.9kw
	設置場所	—	—	歴史博物館西側山手
	稼働時間	—	—	2.5時間
	起動方法	—	—	自動的に切替わり稼働
	供給先	—	—	防災設備、停電灯
燃料	非常用電源燃料	無	無	有
	燃料備蓄量	—	—	発電機内に20リットル

(2) 通信手段（電話等）

通信手段（電話等）の状況は、以下のとおりである。

表 通信手段の整備状況

	整備状況	主な設置場所
災害時優先電話	200 施設、243 回線	本庁舎、大津市民病院、各小・中学校、各市民センター、各幼稚園・保育園 等
衛星携帯電話	5 施設、7 回線	本庁舎（新館）、大津市民病院 明日都浜大津（保健総務課危機管理対策室） 市民センター（大石、葛川）

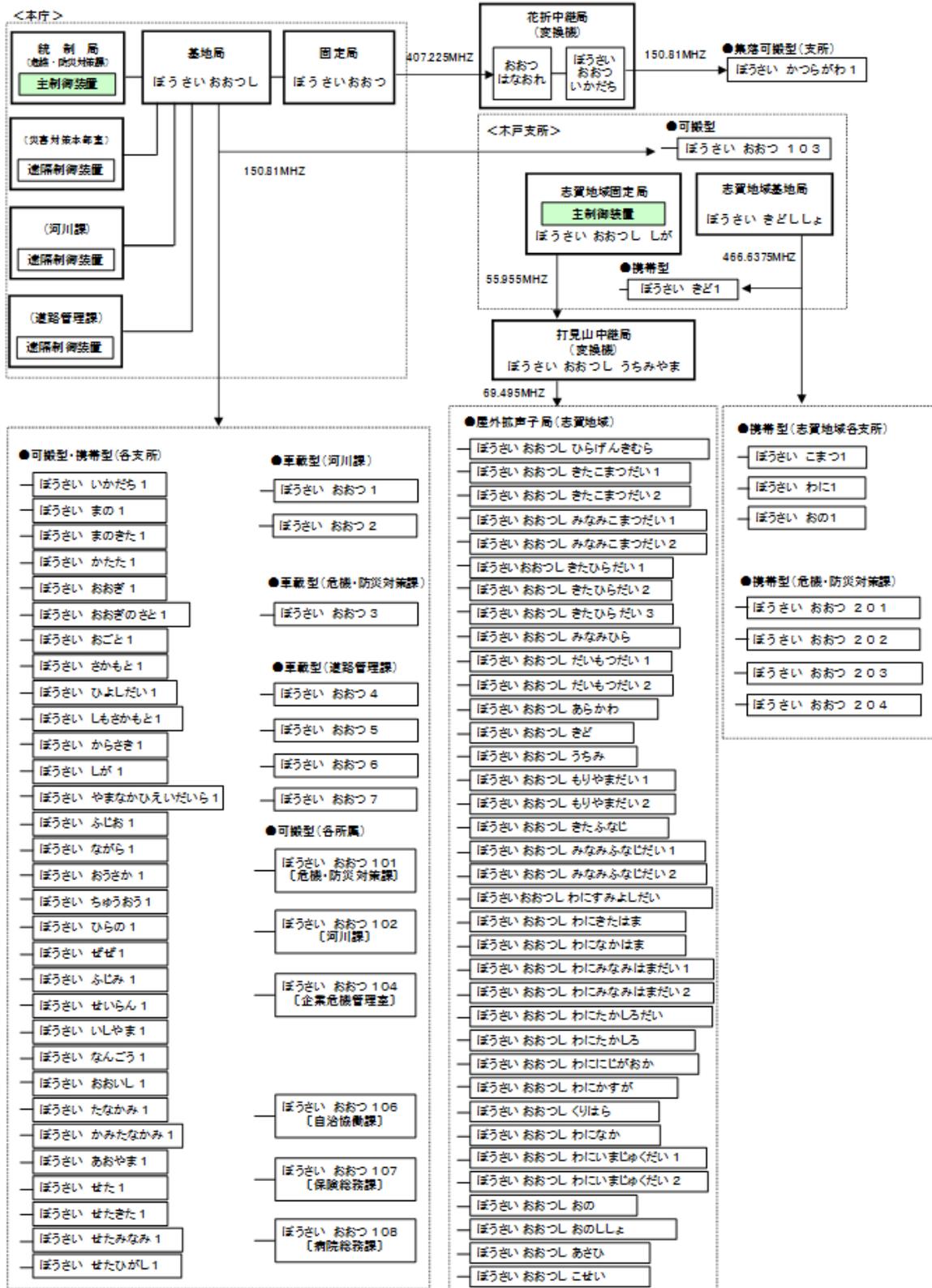
表 本庁舎等の通信手段の状況

	本庁舎	代替候補地		
		皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
電話不通防止対策	実施済	無	無	無
上記対策の内容	・転倒防止対策 ・非常用電源確保 ・電話会社との緊急 連絡手段確保	—	—	—
災害時優先電話	有	無	無	無
災害時優先電話の 回線数	28 回線	—	—	—
公用携帯電話	有	無	無	無
衛星携帯電話	有	無	無	無
衛星携帯電話の 回線数	1 回線 (新館)	—	—	—

(3) 防災行政無線

防災行政無線の整備状況は、以下のとおりである。

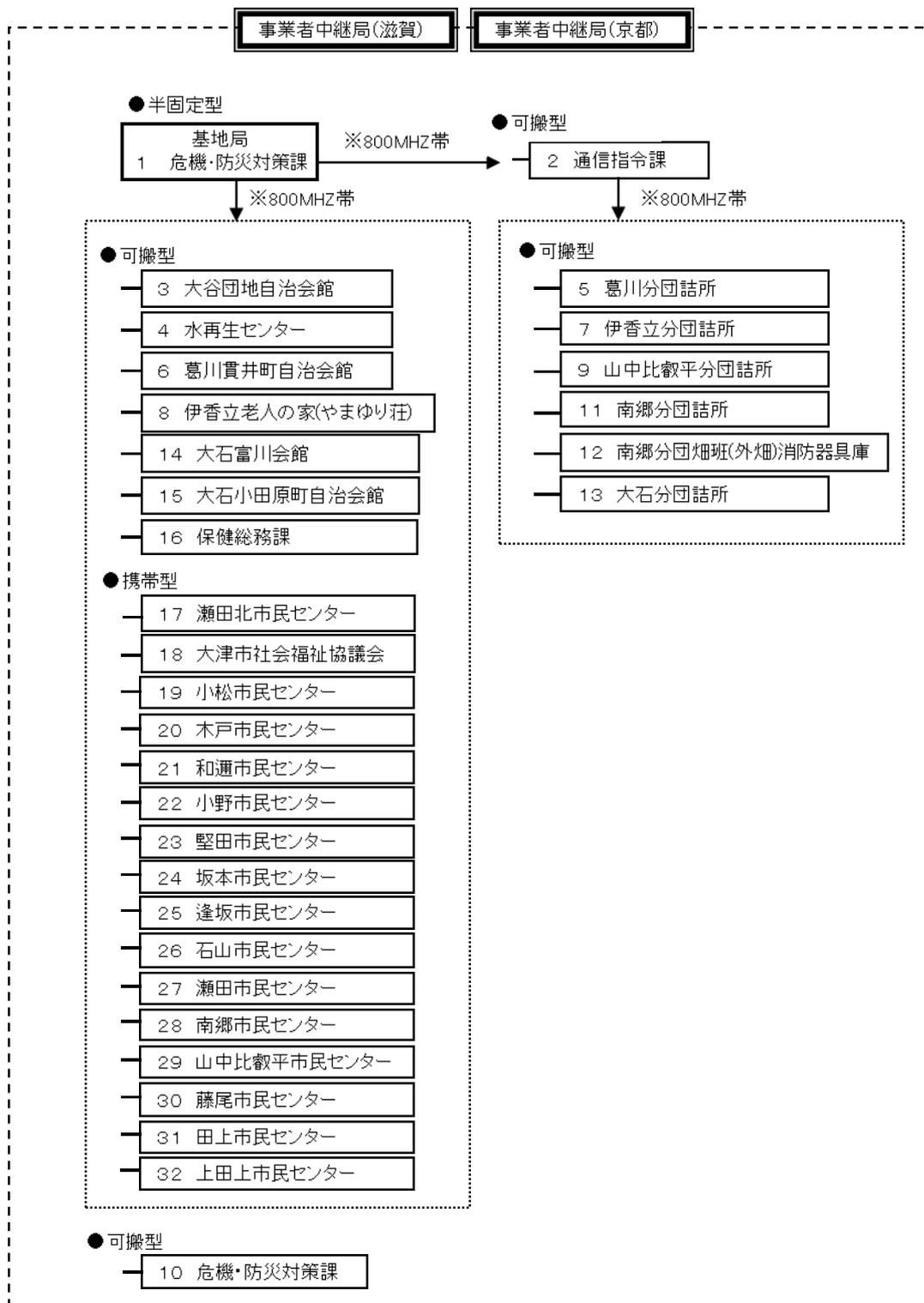
表 大津市防災行政無線整備状況



出典：大津市地域防災計画資料編（平成28年2月）

本市においては、防災行政無線を補完する目的でMCA無線も整備しており、整備状況は、以下のとおりである。

表 MCA無線整備状況



出典：大津市地域防災計画資料編（平成28年2月）

(4) 情報システム

主な情報システムの状況は、以下のとおりである。

表 主な情報システムの状況

	主な情報システムの状況
主な情報システム	住民情報システム 住基ネットワークシステム 税総合システム 福祉総合システム
サーバーの場所	本庁舎第2別館
転落・転倒防止対策	対策済
耐火対策	二酸化炭素消火器
耐水対策	浸水想定区域外のため無
非常用電源	確保済
冷却設備	確保済
代替機	無
重要データのバックアップ	定期的に実施
バックアップデータの保管場所	外部委託先

(5) 執務室の安全確保

執務室の安全確保状況は、以下のとおりである。

表 本庁舎等の執務室の安全確保状況

	本庁舎	代替候補地		
		皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
キャビネット等の転倒防止対策	一部対策済	未対策	一部対策済	未対策
上記対策の内容	転倒防止伸縮棒等	—	—	—
ガラスの落下・飛散防止対策	一部対策済	未対策	未対策	一部対策済
上記対策の内容	網入り・フィルム	—	—	フィルム

(6) トイレ（職員用）

職員用の仮設トイレの状況は、以下のとおりである。

表 本庁舎等の仮設トイレの状況

	本庁舎	代替候補地		
		皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
職員用の仮設トイレの備蓄	無	無	無	無
職員用の仮設トイレの設置場所の確保	無	無	無	無

(7) 飲料水・食料等（職員用）

職員用の食料・飲料水の状況は、以下のとおりである。

表 本庁舎等の飲料水・食料等の状況

	本庁舎	代替候補地		
		皇子山球場	皇子山陸上競技場	歴史博物館
職員用の食料の備蓄	無	無	無	無
職員用の飲料水の備蓄	無	無	無	無

※避難所生活者用の食料・飲料水等の備蓄はあり

(8) 消耗品等（用紙等）

本庁舎の消耗品（用紙等）の状況は、以下のとおりである。

- 用紙は、常時補充とし、約4ヶ月分を確保している。
- トナーは、常時補充とし、約3ヶ月分を確保している。

(9) 公用車

公用車等の状況は、以下のとおりである（平成28年4月現在）

表 公用車の状況（市全体）

	所有台数
普通車・小型車	147台
軽自動車	288台
合計	435台

※消防局所有車両は除く

表 本庁舎等の公用車の状況

		本庁舎	代替候補地	
			皇子山球場 皇子山陸上競技場	歴史博物館
保有台数	普通車・小型車	91台	1台	1台
	軽自動車	176台	0台	1台
	合計	267台	1台	2台
燃料の備蓄		無	無	無
使用困難となる可能性		有	有	有
使用困難となる 具体的状況		燃料の不足 駐車場の被災	燃料の不足 駐車場の被災	燃料の不足 駐車場の被災